

# 改訂意匠審査基準（案）

「意匠に係る物品等」関連部分

## 第5部 一意匠一出願

---

### 1. 概要

---

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。具体的な手続は意匠法施行規則に委ねており、同規則においては、複数の意匠に係る出願を一つの願書で行う手続を認めつつ、それぞれの出願には一つの意匠のみを含めること（一意匠一出願）を定めている。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。

### 2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断

---

※本項に記載すべき内容については、次回以降の意匠審査基準ワーキンググループにおいて意匠法第8条（組物の意匠）の運用とともに検討を行う予定。

### 3. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断に係る審査の進め方

---

※本項に記載すべき内容については、次回以降の意匠審査基準ワーキンググループにおいて意匠法第8条（組物の意匠）の運用とともに検討を行う予定。

### 4. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断

---

#### 4.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方

---

意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならないこととされている。

審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。

審査官は、第6条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。

#### 4.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの例

---

審査官は、意匠登録出願が、以下に該当する場合は、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものとして判断する。

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するもの例

- a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの  
(例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。  
ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。)
- b 用途及び機能を何ら認定することができないもの  
(例：「物品」、「もの」)

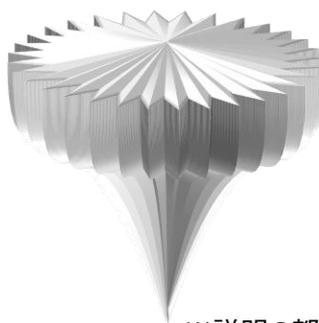
(2) 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

【事例 1】

意匠に係る物品 「産業用部品」

意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

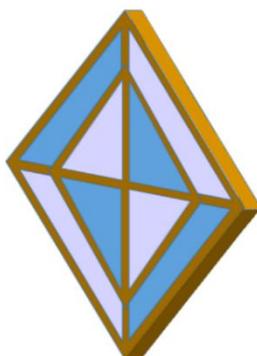
本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

【事例 2】

意匠に係る物品 「装飾部品」

意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

### 【事例 3】

意匠に係る物品 「支持フレーム」

意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

#### 4.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なもの例

##### (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

特許庁長官による告示「意匠に係る物品等の例」参照

##### (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

### 【事例 1】

意匠に係る物品 「食器」

意匠に係る物品の説明 「本願の物品は、食卓用皿である。」

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

## 【事例 2】

意匠に係る物品 「履きもの」

意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

## 5. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方

---

### 5.1 意匠法第3条本文の規定との関係

---

出願された意匠の、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確である際の、意匠法第7条の拒絶理由と、工業上利用することができる意匠ではないとの意匠法第3条本文の拒絶理由の両方に該当する場合は、審査官は第3条本文の拒絶理由を通知する。